

香川県条例第56号

香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例

香川県警察本部組織条例（昭和29年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律</u>（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関するこ<u>と。</u></p> <p><u>(19)～(23)</u> 略</p>	<p>(警務部の所掌事務)</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18)～(22)</u> 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。